

高萩・北茨城広域事務組合議会傍聴規則

昭和 60 年 12 月 2 日

議会規則第 2 号

改正 令和元年 10 月 9 日議会規則第 2 号

(目的)

第 1 条 この規則は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 130 条第 3 項の規定に基づき、議会の傍聴に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(準用規定)

第 2 条 議会の傍聴に関しては、北茨城市議会傍聴規則（昭和 36 年北茨城市議会規則第 2 号）を準用する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年議会規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。